

保護者の皆様へ

栃木県立佐野松桜高等学校長

緊急事態宣言下における感染防止のための対応について

残暑の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校教育に際しまして、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により本県にも緊急事態宣言が発出され、県民に対して9月12日（日）まで不要不急の外出自粛等が要請されているところです。

本校としましては、生徒の継続的な学びを保障するため、特に下記の点について、感染防止対策を講じながら教育活動を進めて参りますのでご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

1 感染リスクを下げる環境の確保等について

(1) 朝の健康観察の実施

- 生徒は、**登校前に必ず検温し、発熱があった場合や、咳等の風邪の症状がある場合には、登校を控えて自宅で様子を見てください。**もし、登校後に発熱や咳等の風邪の症状が出た場合には、別室で待機させ、ご家庭と連絡を取ったうえで帰宅を促します。
- 同居するご家族の方で発熱や咳等の風邪の症状など体調不良がある場合には、ご家族の方の様子を見てからの登校をお願いします。

(2) マスクの着用

- 咳エチケットを徹底する指導を行うとともに、生徒等の間での飛沫による感染リスクを最小限に抑えるためにマスクの着用を促します。
ただし、熱中症防止のため、屋外での活動や体育の授業など、人との十分な距離が確保できる場合には外すよう指導します。

(3) 手洗いの実施

- 休憩時間や昼休み、共有物を使用するの實習の前後には必ず手洗いをを行うよう指導します。

(4) 消毒の実施

- 多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の消毒を実施します。

(5) 教室等の換気

- 教室内は窓を開けるよう努め、特に休憩時間や昼休み等には、全ての窓を開けての換気を行います。
また、気温が高い日にはエアコンを稼働させ、室温に気をつけながら休憩時間や昼休み等には定期的に全ての窓を開けての換気を行います。

(6) 共用する用具や備品の取り扱い

- 学校では様々な用具や物品を共用しており、これらの共用をできる限り避けるよう努めますが、共用を避けることが難しいものについては、用具や物品を消毒するとともに、使用前後に手洗いをを行うように指導します。

2 授業等について

- 教室においては、人との十分な距離の確保が困難な場合があります。その際は、できるだけ窓を開けての換気に努めて授業を行います。ただし、気温が高い日には熱中症防止に努めながらの換気を行います。
- 身体接触が避けられない学習内容は、学習内容の入替を行ったり、身体接触が避けられる教材等を準備して実施します。
- 複数の教員が担当している授業では、可能な限り教室を分散し、少人数で実施いたします。
- 昼食時は、各自の席で正面を向いて食べ、対面での会食を避ける**ように指導します。また、一定の間隔を空けて食事を摂れるようにするために特別教室の一部も開放します。
- 飲み物の回し飲みや、ハンカチやタオルの共用を避けるように指導します。

3 感染拡大による臨時休業が行われた場合のオンライン学習への対応について

- ・今後の感染拡大に備えて生徒の学びを保障するため、オンライン学習の実施に向けて、各ご家庭の通信環境等に関する調査を後日実施する予定となっておりますので、ご協力をお願いします。

4 学校行事について

- ・学校行事については、できるだけ実施する方向で検討します。その際、本県の感染状況に注視しながら、出席者の制限や内容の見直し、校内放送の活用など感染拡大防止の配慮を最大限に行います。その上で安全を確保できないと判断した場合は中止又は延期することもあります。

5 部活動について

(1) 校内での活動について

- ・顧問は生徒の健康・安全の確保のため、密接を避けるなど各部の活動内容に応じた感染対策を行います。なお、**緊急事態宣言期間中は、授業日（平日）週4日以内（1日あたり90分以内）のみの活動とし、18時までに完全下校をお願いします。**
- ・練習前の健康状態（検温、発熱等の風邪症状の有無等）を顧問が確認し、生徒に発熱等の風邪症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導します。
- ・部室等の利用は少人数かつ短時間で行うように指導します。
- ・活動で使用する用具や物品の共用を出来るだけ避けるように努めます。共用を避けることが難しいものは、使用前後の手洗いを徹底するとともに、使用した用具や物品については消毒を行います。
- ・補食や水分補給の際には、人との十分な距離の確保に配慮するとともに、タオル、コップ等の共用を避けるよう指導します。
- ・飛沫感染に留意し、近距離でのかけ声等は避けるよう指導します。
- ・顧問は生徒の健康・安全の確保のため、その他、各部の活動内容に応じた感染防止対策を行います。

(2) 練習試合について

- ・**緊急事態宣言期間中は県内外の高校との練習試合や合同練習等は中止とします。**なお、感染状況が落ち着き活動の制限が解除された場合には、会場校の感染防止策が徹底され、かつ参加者全員の体調確認が行われているとともに、参加者名簿の提出が得られた場合に許可します。なお、詳細は、県教育委員会が作成した『部活動実施に係る対応マニュアル』に基づいて実施します。

(3) 高体連や高文連等の団体が主催する大会や発表会・競技会について

- ・**緊急事態宣言期間中の高体連や高文連等の団体が主催する大会や発表会・競技会は原則中止または延期**となります。なお、感染状況が落ち着き活動の制限が解除された場合には、高体連や高文連等の各団体が定めるガイドラインに基づいての参加が可能である場合に許可します。

6 ご家庭へのお願い

- ・「緊急事態宣言」の期間中は県民に対して、不要不急の外出自粛、県境をまたぐ往来自粛、午後8時以降の外出自粛を要請していますのでご協力をお願いします。
- ・他校の友人との交流での感染が危惧されますので、しばらくの間はお互いの健康状態を確認したうえで会うようにしてください。また週休日には、睡眠、栄養、適度な運動で免疫力を高めるように努めてください。
- ・万が一、生徒やご家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合やPCR検査を受ける場合には、学校（HR担任）への連絡をお願いします。
- ・学校からの緊急連絡は、一斉メールと学校ホームページを併用して行います。

以上、本校では引き続き、感染防止対策を講じて、生徒の健康と安全の確保に努めて参ります。各ご家庭におかれましても、感染防止へのご協力よろしくお願いいたします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症対策については、日々状況が変化しているため、新たな対応の可能性が生じます。その際には、学校ホームページや一斉配信メール等でお知らせいたします。